

次期電波利用料の負担の原則（案）

- 具体的な使途内容によって、無線局が逼迫帯域にあっても安定かつ良好な電波利用環境を維持できることに寄与する度合いが相対的に大きければ、逼迫帯域の使用に係る経済的な価値がさらに高まることとなり、同使途をa群に分類し、逼迫帯域を使用する無線局で負担する
- a群に分類された使途の負担割合は、周波数使用帯域幅等により決める。
- 全ての周波数に渡って電波の利用はコストが発生するものであり、電波を利用する無線局は利用者、免許形態に関係なく、なんらかの負担があるものを基本とする。